

第1章 支援費制度の概要について

第1節 制度の趣旨

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立した。

本法律は、昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正が行われていない社会福祉事業、社会福祉法人又は措置制度などの社会福祉の共通基盤制度について、今後増大又は多様化が見込まれる国民の福祉ニーズに対応するため、見直しを行ったものである。

この社会福祉基礎構造改革の一つとして、障害者福祉サービスについて、利用者の立場に立った制度を構築するため、これまでの行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、新たな利用の仕組み「支援費制度」に平成15年4月から移行することになった。

支援費制度は、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者等との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みであり、事業者等は、行政からの受託者としてサービスを提供していたものから、サービス提供の主体として、利用者の選択に十分応えることができるようサービスの質の向上を図ることが求められるようになる。

これにより、障害者の個人としての尊厳を重視した、福祉サービスの利用制度となることを目指す。